

南丹市地域脱炭素重点加速化事業

調査・事業提案要項

令和8年6月

南丹市

1 目的

本市におけるゼロカーボンをより一層推進するため、市が所有する公共施設（以下「公共施設」という。）への太陽光発電設備の導入可能性について調査を行い、P P A方式等による再生可能エネルギー導入に向けた事業提案を受けることを目的とする。

2 業務内容

(1) 業務概要

受注者は、次に掲げる施設について、現地調査、設備容量検討、構造調査及び事業性評価を実施し、P P A方式による太陽光発電設備導入の可能性について提案を行うこと。

対象施設は園部文化会館アスエルそのべ（京都府南丹市園部町上本町南2-22）とする。

調査結果及び発電シミュレーションを踏まえ、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の制度を活用した場合の最適な設備容量及び事業スキームを提案すること。

(2) 提案内容

提案には次の事項を含めること。

- ア 太陽光発電設備の想定設置容量
- イ 年間想定発電量及び自家消費率
- ウ 想定される温室効果ガス排出削減量
- エ 設備配置図及び概略単線結線図
- オ 設備導入に伴う課題及び対応策
- カ P P A事業を実施する場合の概算事業費及び想定電力単価
- キ 事業実施スケジュール
- ク その他事業実施に必要な事項

3 調査内容

(1) 現地調査

対象施設の状況を十分に把握するため、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。

(2) 設備容量検討

ア 太陽光発電設備の容量は、調査結果や発電シミュレーションに基づき、対象施設における適切な容量を提案すること。

イ 太陽光発電設備により発電した電力について、最大限自家消費できる設備構成を検討すること。

(3) 構造調査

ア 太陽光発電設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、施設情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重その他外力に対して施設の耐久性に問題がないか確認すること。

イ 太陽光発電設備の設置可能場所は屋上又は屋根を基本とすること。

ウ 建築基準法施行令第86条第3項に基づく垂直積雪量は0.3mとすること。

エ 台風等の気象条件への耐久性について配慮した検討を行うこと。

(4) 各種法令等の確認

太陽光発電設備の設置に当たり、建築基準法その他関係法令への適合性について確認を行うこと。

4 成果品

受注者は業務完了時に次の成果品を提出すること。

(1) 調査報告書

(2) 構造調査結果報告書

- (3) 発電シミュレーション結果
- (4) 事業提案書
- (5) 設備配置図その他関連図面
- (6) 電子データ形式（PDF形式）

5 その他

- (1) 受注者は、本業務上知り得た情報を発注者の承諾なく第三者に漏らしてはならない。
- (2) 発注者が保有する資料について、受注者から本業務遂行上必要となる資料の要求があった場合は、発注者の判断において貸与するものとする。
- (3) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。